

令和3年4月からの同一建物減算にかかる留意点

※令和3年4月から、同一建物減算の適用を受ける方の区分支給限度額を計算する際には、減算前の単位数を用いてください。

●訪問介護相当サービス（A2）

これまで、合成サービスコードで設定していましたが、令和3年4月からは基本報酬と同一建物減算のサービスコードをそれぞれ別に設定していますのでご注意ください。

●通所介護総合サービス（A6）

国から示された算定構造では「1月につき」における同一建物減算用サービスコードしか示されておらず、「1回につき」「1日につき」における同一建物減算用のサービスコードが設計されていない状況です。よって、回数及び日割りによる同一建物減算を適用する請求では、従前どおり合成サービスコードによる請求を行っていただき、区分支給限度額の管理は減算前の単位数を使つていただくようお願い
します。